



平成 18 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社イーエムシステムズ
代 表 者 名 代表取締役社長 國光 浩三
(コード番号 4820 東証 第二部)
問 合 せ 先 執行役員管理部長 宮城 孝誓
(TEL 06 - 6397 - 1888)

内部統制システムの基本方針について

当社は、平成 18 年 5 月 11 日開催の取締役会において、内部統制システムの基本方針について下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、コンプライアンス全体を統括する機関として、取締役を委員長とし、その他の取締役、監査役及び使用人で構成された「コンプライアンス委員会」を設置しています。また、社長を責任者とする「公益通報者保護規程」が設けられており、取締役並びに使用人が法令に違反する行為を発見した際には、速やかに総務課に通報するとともに、通報者が不利益を被ることのないよう定められています。

監査役は取締役業務の執行について随時状況を確認し、取締役は「取締役業務執行確認書」を書面にて、自署・捺印し監査役に提出しています。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、株主総会、取締役会等の重要な会議の議事録や各取締役が「職務権限規程」に基づいて決裁した稟議書、その他取締役の職務執行に係る情報については、管理部門担当取締役が責任者となり「文書管理規程」に基づき作成、保存するとともに、他の取締役及び監査役が必要に応じて閲覧可能な状態で管理しています。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、コンプライアンス委員会において、企業活動に関連して各部門から洗い出された案件につき法令違反を予防するとともに、法令違反行為が発見された場合は、早期是正に努めています。また、牽制の効いた手続により社内規程を作成しその記録を保存するとともに、随時充実化を図っています。

監査役及び内部監査室は、各部門におけるリスク管理状況を監査し、随時社長及び担当取締役に報告を行うとともに、問題点の改善を勧告しています。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、社長を議長として月 1 回定時取締役会を開催し、業務執行にかかわる重要事項の意思決定並びに取締役の経営計画に基づいた業務執行状況を監督しています。また、取締役会決議を必要とする稟議案件については、予め配布された判断資料に基づき、関係する使用人にその説明を求め議論しています。なお、開催の都度作成された議事録は、随時取締役及び監査役に回覧されています。

5. 当社並びに子会社から成る企業グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の経営についてはその自主性を尊重しつつも、当社への事業内容並びに会計記録の定期的な報告を義務づけております。また、子会社からの重要案件については、当社も含めて事前協議を行うとともに、子会社から起案された重要な稟議書は当社管理部門担当取締役に回覧され、企業グループ全体としての情報共有に努めています。

監査役及び内部監査室は、定期又は臨時に子会社管理体制を監査し、業務の適正性を監視しています。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、現在監査役の職務を補助すべき使用人を配置していませんが、監査役が配置を求めた場合、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役の業務補助のため監査役スタッフをおくこととします。そのために、内部監査室員を補助すべき使用人として指示しております。なお、その期間中は指名された使用人への指揮権は監査役に委譲されたものとし、人事配置や人事考課等については監査役の事前の同意を得ることにより、取締役からの独立性を確保しております。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人は、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合の他、会社経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について、直ちに監査役に報告します。

上記にかかわらず、監査役は当社グループの取締役会並びにその他の重要な会議、委員会に出席し、業務執行にかかる重要な意思決定に臨席、並びに稟議書等の重要な文書の閲覧を始めとして、必要に応じて関係する取締役又は使用人にその説明を求めています。

8. 監査役が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、「監査役監査規程」に基づく独立性と権限により、必要と認めた場合は随時監査役監査を実施しています。また、監査役会は、独自に意見を形成するため、必要に応じて弁護士や会計監査人その他外部のアドバイザーを活用しています。

取締役は監査役業務の執行について随時状況を確認し、監査役は「監査役業務執行確認書」を書面にて、自署・捺印し取締役に提出しています。

以 上